

# 西脇市・黒田庄町合併協議会

## 第15回会議資料

日時：平成17年1月25日（火） 午後1時30分～  
場所：西脇市生涯学習まちづくりセンター  
3F マナビータ・ホール

## 第15回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成17年1月25日(火)  
午後1時30分から  
ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター  
3F マナビータ・ホール

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 議事

### 報告事項

報告第31号 合併関連議案の議決結果について

報告第32号 廃置分合の県知事申請について

報告第33号 合併準備の推進について

報告第34号 西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について

報告第35号 事務組織及び機構の取扱いの具体的調整内容について

### 協議事項

協議第57号 市章検討委員会の設置について

協議第58号 新市特別職報酬等検討委員会の設置について

協議第59号 平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算(第2号)について

- 4 その他

### 協議会日程

第16回 3月29日(火) 午後1時30分～ 黒田庄町中央公民館

# 報 告 事 項

報告第31号	合併関連議案の議決結果について	P 1 ~ P 2
報告第32号	廃置分合の県知事申請について	P 3 ~ P 7
報告第33号	合併準備の推進について	P 8 ~ P 12
報告第34号	西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程の一部を改正する 規程について	P 13 ~ P 17
報告第35号	事務組織及び機構の取扱いの具体的調整内容について	P 18 ~ P 24

報告第31号

合併関連議案の議決結果について

合併関連議案の議決結果について別紙のとおり報告する。

平成17年1月25日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

【西脇市】

議案番号	議案	内 容	提案日	議決日	議決結果
88	西脇市及び多可郡黒田庄町の廃置分合について	平成17年10月1日から西脇市及び多可郡黒田庄町を廃し、その区域をもって新たに「西脇市」を設置することを兵庫県知事に申請することについて、議会の議決を求める。	12月6日	12月20日	可決
89	西脇市及び多可郡黒田庄町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について	西脇市及び多可郡黒田庄町の財産は、すべて新たに設置する「西脇市」に帰属させる。	12月6日	12月20日	可決
90	西脇市及び多可郡黒田庄町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議について	新たに設置する「西脇市」の議会の議員の定数は、20人とする。	12月6日	12月20日	可決
91	西脇市及び多可郡黒田庄町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について	新たに設置する「西脇市」に一つの農業委員会を置き、西脇市及び多可郡黒田庄町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新たに設置する「西脇市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。	12月6日	12月20日	可決

【黒田庄町】

議案番号	議案	内 容	提案日	議決日	議決結果
86	多可郡黒田庄町及び西脇市の廃置分合について	平成17年10月1日から多可郡黒田庄町及び西脇市を廃し、その区域をもって新たに「西脇市」を設置することを兵庫県知事に申請することについて、議会の議決を求める。	12月16日	12月16日	可決
87	多可郡黒田庄町及び西脇市の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について	西脇市及び多可郡黒田庄町の財産は、すべて新たに設置する「西脇市」に帰属させる。	12月16日	12月16日	可決
88	多可郡黒田庄町及び西脇市の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議について	新たに設置する「西脇市」の議会の議員の定数は、20人とする。	12月16日	12月16日	可決
89	多可郡黒田庄町及び西脇市の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について	新たに設置する「西脇市」に一つの農業委員会を置き、西脇市及び多可郡黒田庄町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新たに設置する「西脇市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。	12月16日	12月16日	可決

報告第32号

廃置分合の県知事申請について

西脇市及び多可郡黒田庄町の廃置分合について、兵庫県知事宛てに申請したので報告する。

平成17年1月25日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会 長 内 橋 直 昭

う ~ 0 0 1  
黒甲第 3 5 1 2 号  
平成 16 年 12 月 22 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

西 脇 市 長 内 橋 直 昭

多可郡黒田庄町長 東 野 敏 弘

西脇市及び多可郡黒田庄町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年10月1日から西脇市及び多可郡黒田庄町を廃し、その区域をもって新たに「西脇市」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

#### 関係書類

- 第 1 新市名及び名称選定の理由
- 第 2 新市の事務所の位置及び選定の理由
- 第 3 合併予定年月日
- 第 4 廃置分合を必要とする理由
- 第 5 合併協定書
- 第 6 新市建設計画
- 第 7 議会の議決書及び会議録の写し
- 第 8 協議書(写)
- 第 9 現況表等
- 第 10 その他参考資料

# 廃置分合申請書

平成16年12月22日

西 脇 市

黒田庄町

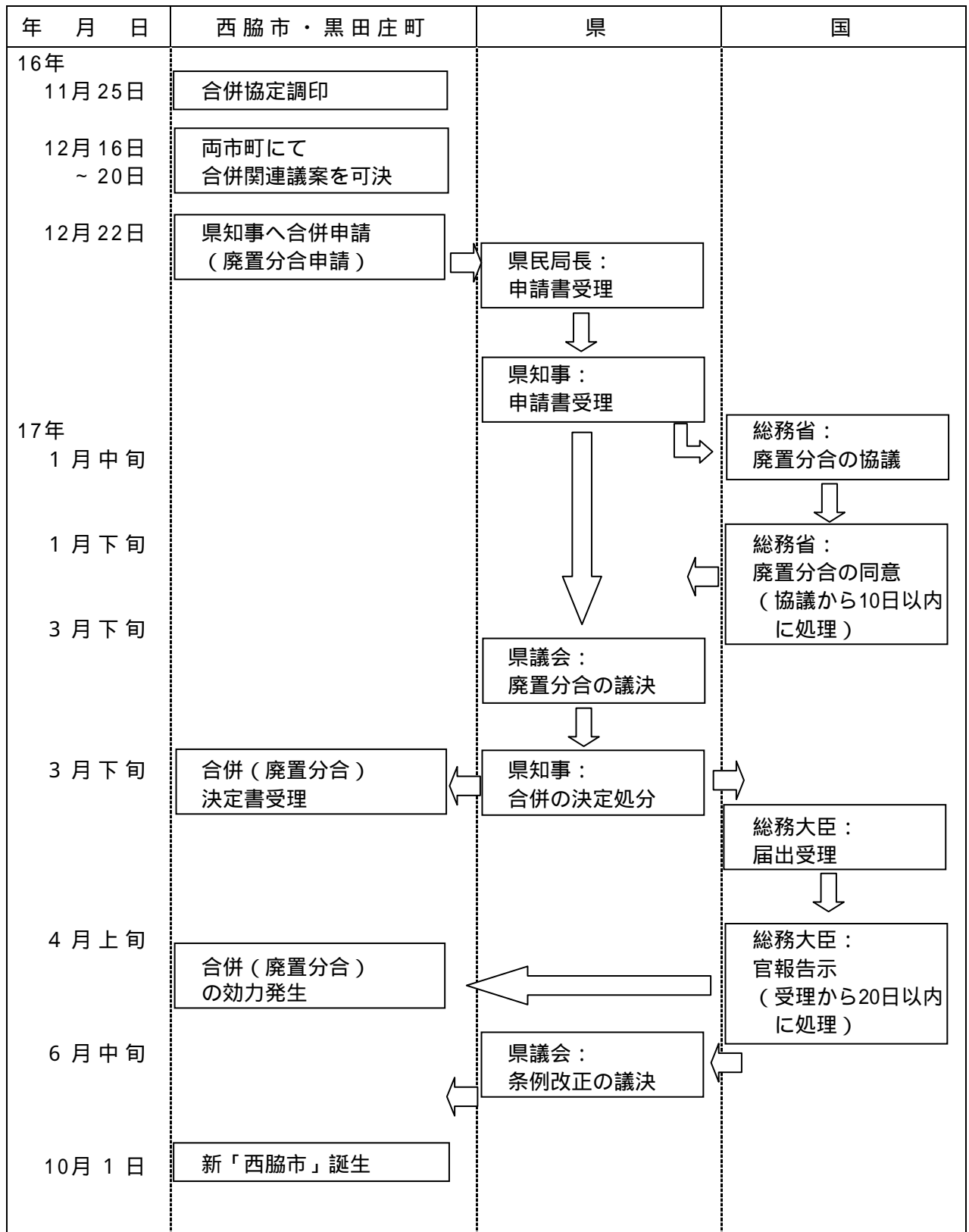


# 目 次

第 1	新市名及び名称選定の理由	
1	新市の名称	1
2	名称選定の理由	1
第 2	新市の事務所の位置及び選定の理由	
1	新市の事務所の位置	2
2	選定の理由	2
第 3	合併予定年月日	
	合併予定年月日	3
第 4	廃置分合を必要とする理由	
1	位置と地勢	4
2	人口と面積	4
3	1市1町の沿革	4
4	1市1町の現況	5
5	合併までの経緯及び取組	5
6	廃置分合を必要とする理由	6
第 5	合併協定書	
	合併協定書	7 (別添)
第 6	新市建設計画	
	新市建設計画	8 (別添)
第 7	議会の議決書及び会議録の写し	
	議会の議決書及び会議録の写し	9 (別添)
	・ 廃置分合に関する議決書	
	・ 財産処分に関する議決書	
	・ 新たに設置される市の議会の議員の定数に関する議決書	
	・ 農業委員会の選挙による委員の任期に関する議決書	
	・ 会議録の写し	
第 8	協議書(写)	
	・ 財産処分に関する協議書	10
	・ 新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議書	11
	・ 農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議書	12
第 9	現況表等	
1	現況表	13
2	市の要件に関する調書	15
	(参考) 地方自治法による要件	16
第 10	その他参考資料	
1	合併協議会の経過	41
2	合併協議会の規約等	44
3	組織図	53
4	委員名簿	54
5	施設等の一覧表及び現況写真	55

合併協定調印後の配置分合にかかるスケジュール（予定）

参考資料



合併準備の推進について

合併準備について、別紙の組織・体制及び方針で推進することとしたので報告する。

平成17年1月25日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

# 合併準備の推進について

## 1 合併準備の概要

合併協議会では、44項目の合併協定項目を定め、協議を行い、新市の行政体制や事務事業についての基本的な考え方などを確認した。

合併準備においては、合併協定項目の調整方針に基づいた具体的な事務調整をはじめ、現在の両市町が所掌しているすべての事務事業（約 1,500項目）について、新市発足を念頭にいた詳細な事務打ち合わせを行う。

## 2 合併準備の組織・体制

専門部会及び分科会が、両市町間の事務事業の再編・統合・存続という合併準備を所掌し、準備作業を主体的に推進することになる。

ただし、『組織体制整備』、『情報システム』、『例規審査』、『財政』、『管財』に関する事務調整、準備については、主要プロジェクトとして位置づけ、事務の推進を図ることとする。

### 【主要プロジェクト】

#### 組織体制整備プロジェクト

組織機構は、新市の体制を表現する重要なもので、これまで異なった組織や手続で進めてきた事務事業を統合し、新市へ円滑に継続させるために、組織機構、定員、事務分掌の策定、地域総合事務所の具体的な業務、人員配置計画等を担当する。

#### 情報システムプロジェクト

行政事務のほとんどがコンピュータやネットワークに依存している今日、電算統合の可否が合併準備事務の成否を握っている。

当該プロジェクトは、各分科会、専門部会での調整方針を基に、基幹業務の統合のほか、ネットワーク、単独システム等について調整を担当する。

#### 例規審査プロジェクト

新市の例規は事務事業調整案に基づき分科会・専門部会で原案を作成するが、関連法規や例規間の整合性、統一性などを図るために、当該プロジェクトにおいて、審査及び整備を担当する。

#### 財政プロジェクト

限られた期間内に前例のない決算処理や予算編成をすることとなるため、当該プロジェクトにおいて事務事業の調整結果を踏まえて、専決処分条例、暫定施行条例や新市まちづくり計画との整合性を図りながら、予算・決算に関する総合的調整を行う。

また、合併準備においての予算が伴う事項については、両市町間での予算措置の調整を担当する。

#### 管財プロジェクト

住民サービスをストップさせることなく、組織体制案に基づく庁舎のレイアウト、庁舎改修（内装工事、ネットワーク関連工事、電気・電話工事等）、事務所の移転及び施設名板変更等の作業を担当する。

## 【合併協議会事務局】

協議会の運営補助のほか、分科会・専門部会の調整や両市町で行う事務の共同準備等の総合調整、進行管理など、主として次のような事務を所掌する。

分科会・専門部会における事務事業の調整及び準備作業の進捗状況を掌握し、幹事会への提案事項を調整

主要プロジェクトの進捗状況を掌握し、関係機関との連絡調整などプロジェクトの補佐

合併準備事務のうち、「特別職の報酬等の額の決定」、「市章の決定」、「新市発足記念式典の計画策定」、「開市式典準備」等の事務

両市町共通で住民への周知が必要な事項についての広報・広聴事務の調整

## 3 合併準備作業の推進方針

### 合併協議会の調整方針に基づくもの

合併協議会での意見等も会議録等により確認する。

具体的な調整が必要なもの、必要でないものの峻別を行う。

合併前に調整が必要なもの、合併後に調整するものの峻別を行う。

### 例規を伴うもの

条例等制定が必要なものについては、事務事業の調整内容と整合性を図り、「即時施行」「暫定施行」「逐次制定」の区分により、例規審査プロジェクト、事務局との連携のもと調整を図る。

### 関係機関との調整を要するもの

国・県等関係機関との連絡調整については、遺漏のないように行う。

分科会・専門部会間、プロジェクト、幹事会との調整を要するものは、事務局との連携のもとに行う。

住民・外部団体との調整については、十分配慮するとともに、通常と手続の変わるものなどは住民周知に努める。

公共的団体等の統廃合については、関係する分科会、専門部会の働きかけにより、調整事務を進めるものとする。なお、この際調整漏れの団体がないよう注意する。

### 市町長等政治的判断を要するもの

幹事会、市町長等の判断を要するものは、事務局との連携のもとに行う。

### 電算システムの統合で調整が必要なもの

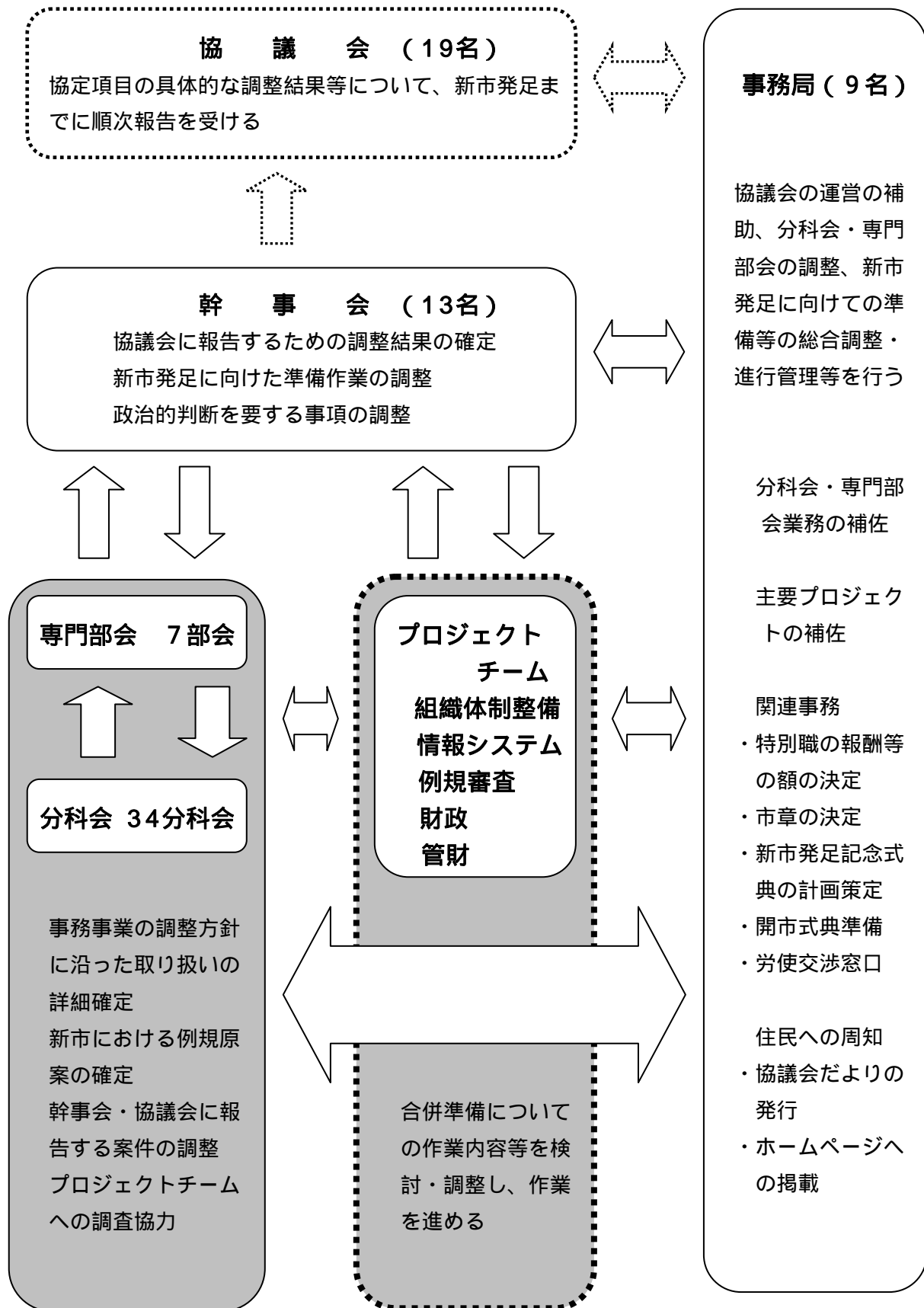
既に共同処理しているシステム、市町の単独システムの両方について、情報システムプロジェクト、事務局との連携のもとに行う。

### 経費を伴うもの

合併までに経費が必要なもの、合併後に必要なものに区分し、財政プロジェクト、事務局との連携のもとに、積算、予算の確保、執行時期の想定を行う。

また、例規等との整合性にも十分配慮する。

## 事務調整・合併準備組織体制図



### 合併準備スケジュール(案)

		平成16年11月	12月	平成17年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成18年 1月
<b>合併協議会</b>	会議運営	協定項目審議終了 協定書確認		第15回協議会		第16回協議会		第17回協議会		第18回協議会		第19回協議会				
	広報・P R	編集作業	協議会だより	編集作業	協議会だより	編集作業	協議会だより	編集作業	協議会だより	編集作業	協議会だより	編集作業	協議会だより			
		ホームページの更新及び管理														
<b>事務事業調整</b>	分科会 専門部会				最終確認											
	事務局			分科会・部会対応		協議会報告		協議会報告		協議会報告		協議会報告				
<b>市章選定</b>				市章検討委員会設置		市章選定方法の決定				市章決定	市旗等作成					
<b>例規</b>	分科会 専門部会		第2次原案の分科会・部会校正作業完了			最終原案確認		新市例規の確定	専決処分書作成				専決処分			
	作成 (業者委託)				最終原案作成					仮例規作成						
	例規 P	第2次原案の審査														
<b>予算編成</b>	H 17 決算(～合併 まで)									決算見込み作成		仮出納整理期間	決算書作成		新市長へ提出・ 監査	
	暫定予算(2月 程度)					会計科目調整			暫定予算ヒヤリング・査定				職務執行者専決			
	本予算				増減調査	説明会						本予算要求・査定			12月議会上程	
	H 18 新市予算													本予算要求・査定		
<b>組織体制</b>	組織体制の具 体的調整 組織 P				具体案確定		最終案確定									
	人事・給与の 具体的調整										内示					
<b>特別職報酬等検討</b>					検討委員会設置			特別職報酬決定								
<b>庁舎移転</b>	管財 P						基本レイアウト検討・提出 (専門部会・幹事に報告)			職員移転説明	移転準備	庁舎間移転作業				
								詳細レイアウト検討・什器転用・改廃計画								
<b>閉庁・開庁調整 (閉市町・開市)</b>								実施内容の検討・協議		実施内容確定	準備作業	閉庁式	開庁式			

報告第34号

西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について

西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成17年1月25日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会 長 内 橋 直 昭



## 西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる事項」を「協議会の運営に関し次に掲げる事項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、新市発足準備に関し次に掲げる事項を所掌する。

国・県との連絡調整に関すること。

新市発足準備のための主要プロジェクトに関すること。

その他新市発足準備に関し必要な事項

別表計画調整係の項の次に次のように加える。

合併準備係	1 国・県との連絡調整に関すること。 2 新市発足準備のための主要プロジェクトに関すること。 3 その他新市発足準備に関し必要な事項
-------	--

附 則

この規程は、平成16年12月20日から施行する。

西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会(以下「協議会」という。)事務局(以下「事務局」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、協議会の運営に関し次に掲げる事項を所掌する。

協議会の会議に関すること。

協議会の協議資料の作成に関すること。

協議会の広報に関すること。

協議会の庶務に関すること。

その他協議会の運営に必要な事項

2 前項に掲げるもののほか、新市発足準備に関し次に掲げる事項を

所掌する。

国・県との連絡調整に関すること。

新市発足準備のための主要プロジェクトに関すること。

その他新市発足準備に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局長補佐その他必要な職員を置く。

2 各係の分掌事務は別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局長補佐は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

事務局内の連絡及び調整

事務局長の職務の補佐

所属職員の指揮監督

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

協議会の運営に関する基本方針の決定

協議会に提案する議案の決定

協議会の予算及び決算

規程及び要綱等の制定改廃

その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

50万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。

物品及び現金の出納に関すること。

職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。

その他軽易な事項に関すること。

(公印の取扱い)

第7条 協議会の公印の名称、ひな型、寸法、使用区分、公印を保管すべき者及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱いは、会長の属する市町の例による。

(文書の取扱い)

第8条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、会長の属する市町の例による。

(職員の服務)

第9条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件は、原則として、会長の属する市町の例による。

(給与等)

第10条 職員の給与等については、それぞれ派遣元の市町が支給する。

2 職員の旅費については、会長の属する市町の例により協議会が支給する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月20日から施行する。

別表第 1 ( 第 3 条 関 係 )

係 名	分 掌 事 務
総務調整係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庶務及び会計に関すること。</li> <li>2 予算及び決算の調製に関すること。</li> <li>3 協議会の会議に関すること。</li> <li>4 幹事会の会議に関すること。</li> <li>5 合併に係る資料の編さんに関すること。</li> <li>6 合併の諸手続に関すること。</li> <li>7 広報広聴活動（会議録・ホームページ・協議会だより）に関すること。</li> <li>8 報酬等の支給に関すること。</li> <li>9 仮例規策定に関すること。</li> <li>10 講演会、シンポジウム等の開催に関すること。</li> <li>11 前各号に定めるもののほか、他の係に属さないもの</li> </ol>
計画調整係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市建設計画の策定に関すること。</li> <li>2 財政計画に関すること。</li> <li>3 専門部会、分科会の会議に関すること。</li> <li>4 電算システム統合事務に係る連絡調整に関すること。</li> <li>5 総務、企画に係る協議調整に関すること。（総務・企画部会）</li> <li>6 税務に係る協議調整に関すること。（税務部会）</li> <li>7 民生、福祉に係る協議調整に関すること。（住民・福祉部会）</li> <li>8 産業、建設に係る協議調整に関すること。（産業・建設部会）</li> <li>9 上下水道事業に係る協議調整に関すること。（上下水道部会）</li> <li>10 教育に係る協議調整に関すること。（教育部会）</li> <li>11 議会、選挙等に係る協議調整に関すること。（議会・選管・監査公平部会）</li> </ol>
合併準備係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国・県との連絡調整に関すること。</li> <li>2 新市発足準備のための主要プロジェクトに関すること。</li> <li>3 その他新市発足準備に関し必要な事項</li> </ol>

別表第 2 ( 第 7 条 関 係 )      省略

事務組織及び機構の取扱いの具体的調整内容について

事務組織及び機構の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

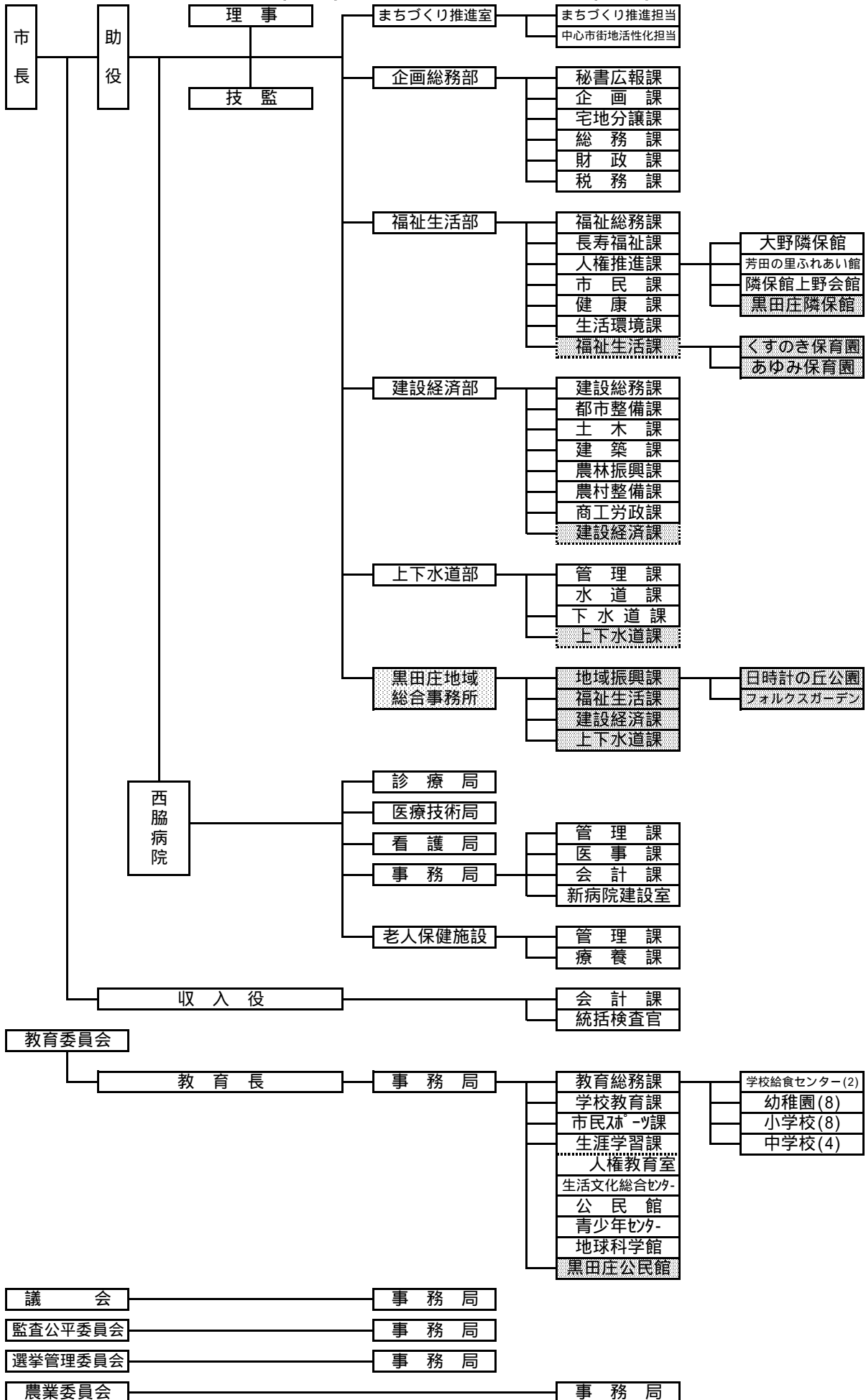
平成17年1月25日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

確認内容
<p>新市の事務組織及び機構については、「新市における組織・機構の整備方針」を基本とし、その趣旨に沿った組織機構を構築する。</p> <p>支所（黒田庄地域総合事務所）については、合併前の黒田庄町の区域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。</p>
平成16年7月29日確認

具体的調整内容
新市の事務組織及び機構については、別紙のとおりとする。

# (新)西脇市機構図(案)



は、黒田庄地域内における施設

(新)西脇市機構図(案) 参考資料

合併時の職員数(案)			支所(黒田庄地域総合事務所)の決裁手続	
			<p>—— 決定手続</p> <p>(1) 事務分掌規則に定めるもの</p>	<p>..... 合議手続</p> <p>(2) 支所(黒田庄地域総合事務所)事務分掌規則に定めるもの</p>
所 属	職員数	備考(17.4.1 職員予定数)		
本庁等	666	635		
支所等	78	109		
黒田庄地域総合事務所	38			
くすのき保育園	9			
あゆみ保育園	8			
フォルクスガーデン	2			
日時計の丘公園	3			
学校給食センター	6			
楠丘幼稚園	3			
桜丘幼稚園	2			
黒田庄公民館	7			
合 計	744	744		

合計 744 人は診療部門 345 人を含む。

新市事務分掌規則（案）抜粋

本 庁	支 所																										
<p><b>【西脇市事務分掌規則】</b></p> <p>（目的） 第1条 この規則は、西脇市部設置条例（平成17年西脇市条例第 号）第4条の規定に基づき、部の内部組織その他条例の施行について必要な事項を定めることにより、行政事務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。</p> <p>（内部組織） 第2条 部の内部組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">企 画 総 務 部</td> <td style="text-align: center;">秘 書 広 報 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企 画 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宅 地 分 譲 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総 務 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財 政 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税 務 課</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">福 祉 生 活 部</td> <td style="text-align: center;">福 祉 総 務 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長 寿 福 祉 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人 権 推 進 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市 民 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健 康 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生 活 環 境 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>福 祉 生 活 課</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">建 設 経 済 部</td> <td style="text-align: center;">建 設 総 務 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都 市 整 備 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土 木 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建 築 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農 林 振 興 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農 村 整 備 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">商 工 労 政 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>建 設 経 済 課</b></td> </tr> </tbody> </table>	部	課	企 画 総 務 部	秘 書 広 報 課	企 画 課	宅 地 分 譲 課	総 務 課	財 政 課	税 務 課	福 祉 生 活 部	福 祉 総 務 課	長 寿 福 祉 課	人 権 推 進 課	市 民 課	健 康 課	生 活 環 境 課	<b>福 祉 生 活 課</b>	建 設 経 済 部	建 設 総 務 課	都 市 整 備 課	土 木 課	建 築 課	農 林 振 興 課	農 村 整 備 課	商 工 労 政 課	<b>建 設 経 済 課</b>	<p><b>【西脇市支所事務分掌規則】</b></p> <p>（目的） 第1条 この規則は、西脇市支所設置条例（平成17年西脇市条例第 号）第4条の規定に基づき、支所（以下「黒田庄地域総合事務所」という。）の内部組織その他条例の施行について必要な事項を定めることにより、行政事務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。</p> <p>（内部組織） 第2条 黒田庄地域総合事務所に、次の組織を置く。</p> <p><b>地域振興課</b> <b>福祉生活課</b> <b>建設経済課</b> <b>上下水道課</b></p>
部	課																										
企 画 総 務 部	秘 書 広 報 課																										
	企 画 課																										
	宅 地 分 譲 課																										
	総 務 課																										
	財 政 課																										
	税 務 課																										
福 祉 生 活 部	福 祉 総 務 課																										
	長 寿 福 祉 課																										
	人 権 推 進 課																										
	市 民 課																										
	健 康 課																										
	生 活 環 境 課																										
	<b>福 祉 生 活 課</b>																										
建 設 経 済 部	建 設 総 務 課																										
	都 市 整 備 課																										
	土 木 課																										
	建 築 課																										
	農 林 振 興 課																										
	農 村 整 備 課																										
	商 工 労 政 課																										
	<b>建 設 経 済 課</b>																										



本 庁	支 所				
<table border="1" data-bbox="197 223 913 328"> <tr> <td data-bbox="197 223 510 328" rowspan="3">上 下 水 道 部</td> <td data-bbox="510 223 913 258">管 理 課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 258 913 293">下 水 道 課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 293 913 328">上 下 水 道 課</td> </tr> </table> <p data-bbox="197 367 313 391">(事務分掌)</p> <p data-bbox="163 399 734 422">第3条 前条の組織の事務分掌は、別表のとおりとする。</p> <p data-bbox="163 430 1106 491">2 前項に規定する分掌事務において「部の管理調整」とは、別に定めがあるもののほか、おおむね次の各号に掲げる業務をいう。</p> <p data-bbox="230 499 936 523">部の予算の編成及び執行並びに決算に関する総括及び調整を行うこと。</p> <p data-bbox="230 531 734 555">部の組織及び人事に関する事務の整理を行うこと。</p> <p data-bbox="230 563 734 587">部の所管業務の進行状況を管理し、促進すること。</p> <p data-bbox="230 595 846 619">部の所管業務に必要な情報及び資料を収集し、提供すること。</p> <p data-bbox="208 627 1093 687">前各号に定めるもののほか、部として統一的な処理を必要とする業務について整理し、調整すること。</p> <p data-bbox="197 734 268 758">(職制)</p> <p data-bbox="163 766 936 790">第4条 市に理事、部に主幹、課に主査甲及び主査乙を置き、市長が命じる。</p> <p data-bbox="197 836 268 860">(職位)</p> <p data-bbox="163 868 1003 892">第5条 部に部長、課に課長を置き、前条に規定する職制のうちから市長が命じる。</p> <p data-bbox="163 900 1106 960">2 市長は、必要と認めるときは、市に理事及び技監、部に次長、課に主幹並びに課長補佐及び主査を置き、前条に規定する職制のうちから市長が命じることができる。</p> <p data-bbox="163 968 1106 1029">3 市長は、重要事項を処理させるため、部に特命理事及び課に特命主幹を置き、前条に規定する職制のうちから命じることができる。</p> <p data-bbox="163 1037 913 1061">4 市長は、必要と認めるときは、部に班長及び主任を置くことができる。</p> <p data-bbox="163 1107 600 1131">* 以下、第6条から第23条まで条文省略</p> <p data-bbox="163 1139 1106 1200">(理事の職責)第6条、(技監の職責)第6条の2、(部長の職責)第7条、(特命理事の職責)第8条、(次長の職責)第9条、(課長の職責)第10条、(統括検査官)第11条、</p> <p data-bbox="163 1208 1106 1329">(特命主幹の職責)第12条、(主幹の職責)第13条、(課長補佐の職責)第14条、(主査の職責)第15条、第16条 削除、(班長の職責)第17条、(主任の職責)第18条、(その他の職員)の職責)第19条、(課所属職員の流動的配属変更)第20条、(代行)第22条、(臨時又は特別の事務)第23条</p> <p data-bbox="230 1375 302 1399">附 則</p> <p data-bbox="185 1407 645 1431">この規則は、平成17年10月1日から施行する。</p>	上 下 水 道 部	管 理 課	下 水 道 課	上 下 水 道 課	<p data-bbox="1155 359 1294 383">(事務分掌)</p> <p data-bbox="1133 391 1704 414">第3条 前条の組織の事務分掌は、別表のとおりとする。</p> <p data-bbox="1155 726 1473 750">(西脇市事務分掌規則の適用)</p> <p data-bbox="1133 758 2074 879">第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、西脇市事務分掌規則(平成17年西脇市規則第 号)の規定を適用する。この場合において、同規則中「部」とあるのは「黒田庄地域総合事務所」と、「部長」及び「所属部長」とあるのは「黒田庄地域総合事務所長」とする。</p> <p data-bbox="1200 1364 1272 1388">附 則</p> <p data-bbox="1155 1396 1615 1420">この規則は、平成17年10月1日から施行する。</p>
上 下 水 道 部		管 理 課			
		下 水 道 課			
	上 下 水 道 課				

本 庁		支 所	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
部、課名	分 掌 事 務	課 名	分 掌 事 務
企画総務部		地域振興課	(1) 自治振興活動（自治会等）の推進に関する事 (2) 防災行政無線に関する事 (3) 日時計の丘公園に関する事 (4) 東はりまフォルクスガーデン黒田庄に関する事 (5) その他黒田庄区域におけるまちづくりに関する事 (6) 課内の庶務、経理に関する事
秘書広報課	省 略		
企 画 課	省 略		
宅地分譲課	省 略		
総 務 課	省 略		
財 政 課	省 略		
税 務 課	省 略		
福祉生活部		福祉生活課	(1) し尿処理に関する事 (2) 地域福祉コミュニティ創造センターに関する事 (3) その他黒田庄区域における市民福祉及び市民生活に関する事 (4) 福祉生活課、建設経済課及び上下水道課の庶務、経理に関する事
福祉総務課	省 略		
長寿福祉課	省 略		
人権推進課	省 略		
市 民 課	省 略		
健 康 課	省 略		
生活環境課	省 略		
福祉生活課	(1) 各種申請書、証明書、届出書等の受付交付に関する事。 (2) 外国人登録事務に関する事。 (3) 印鑑登録事務に関する事。 (4) 埋火葬許可に関する事。 (5) 健康教育及び保健衛生思想の普及、啓発に関する事。 (6) 健康づくりの推進に関する事。 (7) 母子保健、成人保健及び老人保健事業に関する事。 (8) 生活保護法による扶助ケースの査察指導に関する事。 (9) 生活保護ケースワークに関する事。 (10) 生活保護医療扶助業務に関する事。 (11) あゆみ保育園又はくすのき保育園に関する事。 (12) 児童手当に関する事。 (13) 児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する事。 (14) 国保給付事務に関する事。 (15) 福祉医療に関する事。 (16) 老人保健医療事務に関する事。 (17) 在宅老人福祉に関する事。 (18) 敬老会に関する事。 (19) 障害者福祉に関する事。 (20) 民生児童委員に関する事。 (21) 介護手当に関する事。 (22) 税務関係窓口に関する事。		

本 庁		支 所	
建設経済部			
建設総務課	省略		
都市整備課	省略		
土木課	省略		
建築課	省略		
農林振興課	省略		
農村整備課	省略		
商工労政課	省略		
建設経済課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路の維持管理に関する事</li> <li>(2) 橋りょうの維持管理に関する事</li> <li>(3) 河川、砂防の維持管理に関する事</li> <li>(4) 道路、河川占用に関する事</li> <li>(5) 農業振興の窓口に関する事</li> <li>(6) 畜産振興の窓口に関する事</li> <li>(7) 畜産公害の防止に関する事</li> <li>(8) 水産振興の窓口に関する事</li> <li>(9) 林業の振興に関する事</li> <li>(10) 鳥獣の飼養許可及び有害鳥獣の捕獲許可等の事務に関する事</li> <li>(11) ため池等整備事業に関する事</li> <li>(12) 商業振興事業に関する事</li> <li>(13) 工業振興事業に関する事</li> <li>(14) 商業団体に関する事</li> <li>(15) 工業団体に関する事</li> <li>(16) 観光振興に関する事</li> <li>(17) 森林組合に関する事</li> </ul>	建設経済課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 黒田庄区域の単独補助事業に関する事</li> <li>(2) 美しい村づくり総合整備事業に関する事</li> <li>(3) 総合運動公園建設事業に関する事</li> <li>(4) 黒っこマザーズに関する事</li> <li>(5) 農業を育てる会に関する事</li> <li>(6) 農業まつりに関する事</li> <li>(7) その他黒田庄区域における土木事業、農業振興等に関する事</li> </ul>
上下水道部			
管理課	省略		
下水道課	省略		
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 下水道及び農業集落排水使用料の賦課徴収事務に関する事</li> <li>(2) 受益者負担金の賦課徴収に関する事</li> <li>(3) 下水道及び農業集落排水施設の整備及び維持管理に関する事</li> <li>(4) 排水設備指定店工事店に関する事</li> <li>(5) 排水設備確認申請の受付及び検査業務に関する事</li> </ul>	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 黒田庄区域における下水道及び農業集落排水施設（コミュニティプラントを含む。以下同じ。）の整備及び維持管理に関する事</li> <li>(2) その他黒田庄区域における下水道及び農業集落排水事業に関する事</li> </ul>

# 協 議 事 項

協議第57号	市章検討委員会の設置について	P 1 ~ P 3
協議第58号	新市特別職報酬等検討委員会の設置について	P 4 ~ P 6
協議第59号	平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第2号） について	P 7 ~ P 12

協議第57号

市章検討委員会の設置について

西脇市・黒田庄町合併協議会に次の委員会を設置する。

平成17年1月25日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

- 1 委員会の名称  
市章検討委員会
- 2 設置目的  
新市の市章の選定等について検討するため。
- 3 設置期間  
新市の市章が決定するまで
- 4 委員数  
8人以内

## 市章検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）に新「西脇市」の市章の選定等について検討するため、市章検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は協議会委員のうちから協議会会長が指名する者並びに協議会幹事会幹事長及び副幹事長をもって充てる。

### (委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

### (関係者等の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

### (報告)

第6条 委員長は、委員会における検討及び審議の結果について、協議会に報告するものとする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、協議会の事務局において行う。

### (報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬、費用弁償については、協議会委員の例による。

2 第5条の規定により委員以外の者に出席を求めた場合は、その者に対して謝礼、費用弁償を支払うことができる。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則  
この要綱は、平成17年1月25日から施行する。

新市特別職報酬等検討委員会の設置について

西脇市・黒田庄町合併協議会に次の委員会を設置する。

平成17年1月25日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

- 1 委員会の名称  
新市特別職報酬等検討委員会
- 2 設置目的  
新市の特別職の報酬額等について検討するため。
- 3 設置期間  
新市特別職の報酬等についての答申まで。
- 4 委員数  
10人以内



## 新市特別職報酬等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 西脇市・黒田庄町合併協議会(以下「協議会」という。)に協議会会長からの諮問に応じ、新市の特別職報酬等について検討するため、新市特別職報酬等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、協議会の会長より諮問された報酬等の額を審議し、答申を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は西脇市及び黒田庄町の長が協議して選任する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者等の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告又は答申)

第7条 委員長は、委員会における検討の経過及び審議の結果について、協議会の会長に報告又は答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、協議会の事務局において行う。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬、費用弁償については、協議会委員の例による。

2 第6条の規定により委員以外の者に出席を求めた場合は、その者に対して謝礼、費用弁償を支払うことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月25日から施行する。

協議第59号

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第2号）  
について

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第2号）を別紙  
のとおり定めたので、西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程第4条第  
2項の規定により、承認を求める。

平成17年1月25日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会 長 内 橋 直 昭

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第2号）について

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 439千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13,857千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成17年1月25日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	1 繰越金	1,816	439	2,255
歳入	合計	13,418	439	13,857

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	2 事業推進費	8,674	439	9,113
歳出	合計	13,418	439	13,857

第 2 表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	2 事業推進費	仮例規編さん業務委託事業	630

**平成16年度**

**西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第2号）説明書**

歳入歳出予算補正（第2号）事項別明細書

1 総括

（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	1,816	439	2,255
歳入合計	13,418	439	13,857

（歳出）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国県支出金	その他	一般財源
1 総務費	13,068	439	13,507	0	0	439
歳出合計	13,418	439	13,857	0	0	439

2 歳 入

第 2 款 繰 越 金

第 1 項 繰 越 金

( 単 位 千 円 )

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 前年度 繰越金	1,816	439	2,255	1 前年度 繰越金	439	前年度繰越金
計	1,816	439	2,255			

3 歳 出

第 1 款 総 務 費

第 2 項 事業推進費

( 単 位 千 円 )

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				国県支出金	その他	一般財源	区 分	金 額	
2 調 査 研究費	1,460	379	1,839	0	0	379	1 報 酬	344	特別職報酬等検討委員会委員報酬 156 市章検討委員会委員報酬 188
							11 需 用 費	5	食糧費
							12 役 務 費	30	報酬等振込み手数料
3 広 報 費	3,432	60	3,492	0	0	60	13 委 託 料	60	新市発足 P R 懸垂幕作製委託料
計	8,674	439	9,113	0	0	439			